

防府市下水道事業等連絡調整協議会設置要綱

平成2年11月7日制定

(設置)

第1条 下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、林業地域総合整備事業、廃棄物処理施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業、特定地域生活排水処理事業、小規模集合排水処理施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業（以下「下水道事業等」という。）に関し、相互の連絡調整を図るため、防府市下水道事業等連絡調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 下水道事業等の総合的推進に関すること。
- (2) 下水道事業等の相互調整に関すること。
- (3) 防府市汚水処理施設整備構想の策定に関すること。
- (4) その他下水道事業等に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、上下水道局次長をもって充てる。
- 3 副会長は、環境政策課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要があると認めるときに招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、協議会の委員のうち、事案に関係のある者を招集して開催することができる。

- 4 議長が必要と認めるときは、協議会の委員以外の者で事案に関係のあるものの出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、専門の事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、部会長及び部会の委員をもって組織する。
- 3 部会の委員は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会の部会長は、専門部会において、委員の互選により選任する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、上下水道局下水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成2年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（委員）

所属部名	担当職名
総務部	財政課長
総合政策部	政策推進課長
生活環境部	クリーンセンター所次長
産業振興部	農林漁港整備課長
土木都市建設部	建築課長
	河川港湾課長
	都市計画課長
上下水道局	下水道課長